

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和8年5月8日(金)午後2時45分
3. 開催場所 日置川拠点公民館 2階 大会議室
4. 出席委員
1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
10番 木戸 孝 12番 山本 孝一 14番 大平 倫生
5. 欠席委員 11番 藤原 久恵 13番 柏木 彰文
6. 事務局
局長 富田 康高 係長 柳原 克彰 主査 赤井 志央
主事 前田 大輔 主事 大仲 絢
7. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第 21号 非農地証明について
報告第 22号 農地法第3条の規定による許可について
議案第 23号 農地法第5条の規定による許可について
議案第 24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農
用地利用集積等促進計画の案について
議案第 25号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について
報告第 26号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
その他

8. 会議の概要

〇〇局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から5月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇〇議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、11

番の藤原 久恵委員、13 番の柏木 彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4 番の杉谷 孫司委員と 9 番の鈴木 隆文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

〇〇委員 はい。

〇〇委員

〇〇議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、2 件ございますが、一括して事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約についてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権（小作権）の解約です。申請理由は、賃借人の自己都合で、賃貸人に申し入れ双方合意したため、令和 8 年 4 月 4 日解約したものです。

続きまして、議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権（利用権）の解約です。申請理由は、自己都合のため、令和 8 年 3 月 25 日解約したものです。以上、ご報告いたします。

〇〇議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

全員 意見なし。

〇〇議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 6 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 21 号 非農地証明について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 21 号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、地目は台帳が畑、現況が宅地で、面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、当該地は 20 年以上前から倉庫が建て

られており、宅地として利用しているためとのことです。なお、4月28日に〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇で、地目は台帳が畑、現況が原野で、面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、当該地を相続により取得しましたが、曾祖父の代から70年以上耕作しておらず、現在は原野の状態になっているためとのことです。なお、4月28日に〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

〇〇議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇係長 〇〇委員、〇〇委員より事務局あてに異議なしとの連絡をいただいております。

〇〇議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

〇〇議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第21号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第22号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。なお、3番は〇〇委員が当事者でございますので、まず、3番以外につきましてご審議いただきたいと思っております。4件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第22号 農地法第3条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外3筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を借りてくれていた農家が高齢により止めることになり、返却されることになったが、維持管理ができないことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地が耕作放棄地となれば、環境が悪化することを懸念し、近隣で耕作してい

ることから、本申請に至りましたとのこと。

続きまして、議案書の6ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては遠方に居住しており、高齢であることから耕作ができないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の近くに、別件で農地を譲り受けたため、あわせて耕作したいと考えたことから、本申請に至りましたとのこと。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇外5筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、農業を営んでおらず、維持管理が困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農業経営を始めたいと考えていたところ、譲受人との話がまとまったことから、本申請に至りましたとのこと。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇外2筆で、地目は台帳、現況ともに全て畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、農業を営んでおらず、遠方に居住していることから土地を手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては〇〇の出身であり、以前から出身地で農業に従事したいと考えていたことから、当該地に隣接する宅地を購入しており、効率的に管理できることから本申請に至りましたとのこと。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

〇〇議長 事務局からの説明が終わりました。1番から2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 〇〇委員、〇〇委員より事務局で異議なしとの確認済みです。4番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

〇〇議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 22 号 1 番、2 番、4 番、5 番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 22 号の 3 番についてご審議いただきたいと思えます。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては遠方に在住しており、維持管理が困難なため手放したいと考えたことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地は所有農地に近接しており、効率的に営農できると考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

〇〇議長 事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

〇〇議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 22 号 3 番につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～続きまして、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴います倉庫用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、遠方で勤務しており、譲受人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては既存の資材置き場が手狭になり、付近で倉庫付き物件を探していたところ、条件が合致したため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

〇〇議長 事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 ここは元々農業用の倉庫が建っており、形も変わっていないので、異議ありません。

〇〇議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

〇〇議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 23 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 24 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 24 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書 11 ページから 12 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 5 件、6 筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなります。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 7 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 14 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 7 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 15 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 7 月 1 日から 15 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 16 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 7 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 7 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。補足です。相対による使用貸借権の更新ですが、農地中間管理事業としては初めてですので、新規設定としています。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

〇〇議長 事務局からの説明が終わりました。1 番から 2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 3 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 4 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇委員からも聞いています。異議ありません。

〇〇議長 5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇さんご本人からも確認しています。異議ありません。

〇〇議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

〇〇議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 24 号につきまして、計画案を承認いたします。続きまして、議案第 25 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 25 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてご説明いたします。これは地域計画の区域除外申請について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更区分は地域計画からの除外。変更理由は、山林に地目変更し、売買するためです。現地の状況を写真で説明いたします。なお、次に上程する議案第 26 号と同じ所在地になりますので、変更後の土地利用目的も含めてご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

〇〇議長 事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

〇〇議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 25 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 26 号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 26 号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外申請について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 1。

申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用の目的は山林です。変更理由は当該地は接道がなく、農地として利用できないため、山林に地目変更したいと考えたことから、本申請に至りましたとのこと。なお、当該地の状況等につきましては、先程議案第 25 号で説明しておりますので、スライドによる詳細は省略させていただきます。また、書類を精査したところ、いずれも農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

〇〇議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

〇〇議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 26 号につきましては、申請通り承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～2027年版 農業委員会手帳の配布希望について、説明した。～
～白浜町農業委員会活動推進互助会事業報告等について、説明した。～
～令和8年度白浜町農業委員会視察研修にかかる意見聴取について、説明した。～
～米再生二期作の実証実験について、説明した。～
～農林水産課振興係から地域計画について、説明した。～

〇〇議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

〇〇議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和8年6月12日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

〇〇議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時45分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。